

公益財団法人公益法人協会 第28回(定時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 令和2年6月25日(木) 15時～16時54分
- 2 開催された場所 「日本工業倶楽部」4階第4会議室
- 3 評議員総数及び定足数
総数 23名、定足数 12名
- 4 出席評議員数 22名
(実出席) 秋山孝二、紙野憲三、木戸 寛、木村裕士、小西恵一郎、島田京子、
清水肇子、高橋陽子、野村 萬、振角秀行、吉井實行
(オンライン出席) 伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、大貫正男、尾崎勝吉、亀岡晃浩、
谷井 浩、茶野順子、徳川義崇、轟木洋子、中野佳代子
(欠席) 渋谷雅英
(監事出席) 谷村 啓(実出席)、中田ちず子(オンライン出席)
(理事出席) 時枝(雨宮)孝子理事長(以下「雨宮理事長」)、鈴木副理事長(以上、実出席)、
太田達男会長、高宮洋一理事(以上、オンライン出席)
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長

5 議 題

決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「2019年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「2019年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「理事の選任」の件
- 第5号議案 「評議員の選任」の件
- 第6号議案 「定款変更」の件
- 第7号議案 「評議員会運営規則の改定」の件

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第57回理事会の審議結果
- ③ 2020年度事業の進捗と財務の見通し
- ④ 「新型コロナウイルス」の対応状況
- ⑤ 内閣府「有識者会議」の動向
- ⑥ 内閣府委託「相談会事業」の受託
- ⑦ 「『公益法人のガバナンス・コード』の解説」の刊行
- ⑧ その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、評議員総数23名中22名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数12名以上の出席を充足している旨の確認があり、続いて本評議員会の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、紙野憲三、亀岡晃浩の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「2019年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「2019年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに雨宮理事長より第2号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

[事業報告]

様々な社会的課題の解決における公的サービスの限界が一層顕在化し、非営利組織による民間公益活動の果たすべき役割がますます重要なものとなっているなか、2019年度事業計画では、制度改革の原点に立ち返り「民による自発的な公益の増進」を推進し、「活力ある社会を実現する」ことが強く望まれ、民間公益活動の質と量を高めていくことを当協会の取り組むべき大きな課題として位置づけた。2019年度事業計画における基本方針は以下の5点である。

- (1) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」(2019~2021年度)の初年度とし、「集中と選択」の基本原則にのっとり事業を実施する。
- (2) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言)の実現に向け、政府及び与野党との関係強化・拡大を図り、公益セクター並びに市民社会に広く呼び掛ける。
- (3) 2022年度の協会設立50周年に向けて、持続的な経営基盤を強化するため、役職員が一丸となり組織目標と達成意識を共有し、事業毎に採算性を十分に見極める。
- (4) 公益法人セクター唯一の中間組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行する。またそのための調査活動、シンクタンクの機能を強化する。
- (5) 2018年度に実施した各種アンケート結果を分析し、2019年度事業に反映する。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のように事業を実施し成果を得た。中でも特筆すべき

は、公益法人制度改正の提言活動と併せ、2019年度の主要テーマに「公益法人のガバナンス」を据え、「公益法人ガバナンス・コード」の策定及び出版・セミナー・相談の各事業を連動させ普及活動、提言活動を実施したことである。また、事務局長制の廃止を視野に、組織体制の見直しを行い、事務局を業務部、調査部、総務部の3部制として各事業を再編し、フラットな組織体制への衣替えを図った。なお、年度終盤に至って新型コロナウイルス感染が拡大し、各事業活動に様々な制約をもたらしたが、会員法人をはじめとする全公益法人のために、特に当協会の相談機能等を強化・維持しつつ事業を実施した。

(1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

- ・出版事業は、新刊『イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計』のほか、『税務実務』の改訂版（第三版）を刊行し、『公益法人ガバナンス・コードの解説』（5月に刊行）、『運営実務』（改訂版）等の編集作業を進めた。
- ・国内外非営利組織連携では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」第10回を当協会主催にて10月末に2日間の日程で開催。「長寿社会と市民社会」をテーマに、高齢化問題に対する各国の市民社会組織の取り組みや経験の共有、学び合いの機会を創出した。合計83名が参加。
- ・メディア対策として「公益法人マスコミ懇談会2019」を開催。

(2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

- ・相談事業では、相談員の増強に努め、対応曜日を増やす等、充実した相談体制の継続に努めた。2月下旬からは新型コロナウイルスの感染防止の観点から、面接相談の見合わせを行ったが、電話相談は、1ヶ月当たり500件にも上り、会員を中心に活用いただけたと考えている。また、内閣府より受託した「公益法人制度の普及促進のための相談会形式による広報業務」（外部相談会）においても、同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、2回が延期の末中止となり、計12回の実施となった。なお、2020年度についても、当該相談会を落札することができた。
- ・セミナー事業では、全国主要都市において、特別セミナー、会計セミナーとも前年度とほぼ同回数を実施したほか、社会福祉法人を対象とした会計セミナーはテーマの体系化を図り安定化をみた。講師派遣は公益法人、一般法人等の要請に応え、前年度比4割増であった。
- ・「東日本大震災草の根支援組織応援基金」は、本年2月の第8回配分にて終了したが、寄附はクローズしておらず引き続き受け入れている。来年10周年となることから、何か記念事業を行うことも検討してみたい。

(3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

- ・調査研究では、民間法制・税制調査会を開催し、英国における小規模法人対策等の調査のため9月末から10月初めにかけて訪英調査団を派遣し報告書を取りまとめた。また、「非営利法人関連の判例等研究会」では、日本尊厳死協会の不認定訴訟とその勝訴に関する問題を担当弁護士を招致して説明及び質疑応答を行った。
- ・専門委員会では、法制・コンプライアンス委員会において「公益法人ガバナンス・コード」を取りまとめた。また、税制・会計委員会においては「令和2年度税制改正

要望」を取りまとめた。

(4) 法人管理

- ・入会39件に対して退会40件となり純減1、期末会員数は1,423件となった。
- ・2008年に設置した「非営利法人データベースシステム『NOPODAS』」については、ソフトウェアの更新等に多額の維持費用がかかることから、年度末に運用を停止した。
- ・恒例の「公益法人・一般法人新年懇親会」では、初めて、東京大学の樋口範雄名誉教授より『生命倫理と法』というテーマにより講演いただき、80名ほどの参加があった。
- ・2019年度は542万円の赤字予算であったが、年度終盤に新型コロナウイルスの影響を受けセミナーの開催を見合わせたことも影響し、赤字が増大しマイナス872万円となった。

〔計算書類〕

次に、鈴木副理事長より第3号議案について計算書類の説明があった。説明によると、まず、2019年度貸借対照表によれば、当年度末の負債及び正味財産合計は1億3,900万円であり前年度の1億5,700万円に対し約1,800万円の減少となった。この原因は、流動資産の現預金の減少と、固定資産のうち特定資産の退職給付引当資産の減少によるものである。前者については、当協会の赤字を現預金で埋め合わせをした結果であり、これが960万円ほど発生した。後者については、職員2名の退職金計千二百数十万円の支出によるものである。次に、2019年度正味財産増減計算書及び参考資料によれば、2019年度の当期経常予算は520万円の赤字予算であったが、当年度決算額は最終的に872万円の赤字となった。この要因について事業ごとにみると、出版事業では、1,900万円の予算に対し1,400万円の決算実績であり、500万円ほどの減収である。これは、諸々の理由から当初予定していた出版物が発行に至らなかったことが挙げられる。セミナー事業においては、3月開催予定だったセミナーが新型コロナウイルスのため実施できない、あるいは参加申し込みの辞退が発生する等したため270万円ほど収益が減少したものの、7,200万円の予算に対し7,700万円の決算実績となり、500万円ほどの増収となった。しかしながら、最終的な経常増減をみると3,000万の予算に対し2,500万の実績となっている。これは、セミナーを開催すればするほど通信運搬費、諸謝金、会場費等の費用が増大したためで、増収ではあったが減益であったことが分かる。また、内閣府相談会については、人件費、会場費等の費用が嵩んだことも原因であるが、入札額が360万円(税抜)と、若干無理な金額設定であったこともある。内閣府の相談会だから受託した方が良かったらという政策判断と、参加者が相談会を契機に入会するといった付加的な収入を期待して落札したものの、400万円弱の収益に対し結果として100万円強の赤字を出すことは、事業としてみると成り立たない。なお、2020年度においては650万円ほどで入札し受託したので、収支トントンで実施できるのではと考えている。また、コンピューターシステム関係費が予算948万円に対し576万円の実績で370万円ほど減ったが、当初システムの改修についていろいろと計画をしたものの、このような情勢のなかでシステムにお金をかけるのはどうかという判断から開発費用を減少させた結果である。上記の結果、最終的には経常収益は870万円ほどのマイナスとなった。なお、これらを2020年度においてどう改善するかは、決議・承認事項の後の報告事項で説明したい。また、この内容でご承認をいただければ今月末内閣府に対し定期提出書類

を提出し報告したい、以上であった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(小西評議員) 第2号議案「2019年度事業報告(案)」についてお聞きしたい。基本方針3(3)の文中に、「スピード感のあるリスク軽減型の経営を実践するには、従来のトップダウン方式での経営手法には限界があり」とあるが、従来とは50年間の内のいつ頃のことか。

(雨宮理事長) 私が理事長になる前の17年間である。

(小西評議員) それは太田前理事長の時代だと思うが、私見だが合意形成型のいわゆるボトムアップ方式だけではスピード感に限界があり、公益目的事業の迅速な達成には支障を来す。政財界を問わず強力なリーダーシップが求められていることは周知のとおりである。現下の喫緊重要課題に対処していくにはトップダウン方式と合意形成型のボトムアップ方式を兼ね備えた経営体制の構築が不可欠である。そのためには、17年間に亘り本協会の基盤を築かれた、いわば中興の祖とも称すべき太田前理事長と、その後新しく就任された時枝理事長が今以上に虚心坦懐に意思疎通を図り肝胆相照らす仲となっただき、本協会の運営に当たって欲しいと心から願っている。このことにつき太田会長、時枝理事長の所感を伺いたい。

(太田会長) 経営手法は一つではなくその時の経営環境に応じていろいろな経営手法があると思う。私の時代、2000年から2017年までは公益法人という組織にとっては疾風怒濤の時代であり、とにかく降りかかってくるいろいろな難問をその場で解いて迅速に行動していくことが最も求められた時代であった。そういう意味で、私がやってきた経営手法はトップダウンであったということが言えるのかも知れない。もちろんトップダウンで唯我独尊で、一人で突っ走って何でも決めてきたのではなく、ボトム、また何よりも理事会、評議員会という執行機関、意思決定機関のご意見を常に反映しながら進んできた。小西評議員から、二人が協力してやっていくべきであるとおっしゃっていただいたが、その意見には私も同感であり、今から3年前の理事会で、雨宮さんを理事長に、鈴木さんを副理事長に推薦、提案し、理事会で選定していただいた経緯があるが、私はお二人に対し全幅の信頼と期待感を持ってこの公益法人協会を運営してもらえると信じお願いした訳であり、その気持ちは現在もまったく変わっていない。私は会長であるが、代表権、業務執行権のない普通の理事であり、職分に限界はあるが自分の職分に応じて全面的に現執行部に協力し、この公益法人協会がますます市民社会組織のリーダーとして社会から信頼され、皆から頼りにされる組織として一段と飛躍していくことを願っているし、私自身できる範囲のなかで協力していきたいと考えている。

(雨宮理事長) 会長のお話はよく理解できる。ただ3年前、私が理事長に就任した時に、私自身の考え方もあり、できれば公益法人協会の皆様と一緒に、相談しながら良い活動をしようと考えていた。幸いそれぞれの部門で多くの職員が育ってくれているので、今の状況について非常に問題があるとは思っていない。また必ずしも私と会長と二人でやるわけではないので、副理事長、職員とともに活動していきたいと考えている。何か喧嘩している訳でもない。皆さんと協力しながら、できれば事務局がもっと育って欲しい。私どもは高齢になっているので、若い人が育ち、公益法人界を担っていくようにと思っている。仰っていることは同じかと思うが、二人でやるのではなく、事務局と一緒にやっていきたいし、当然理事会、評議員会の皆様のご意見をお伺いしながらやっていきたい。その意味で、皆様から積極的なご意見をいただけるとありがたいと思う。

(小西評議員) ぜひ健康に留意されて、その方向でやっていっていただければありがたいと思う。誤解のないように言うが、お二人でということではなく、もちろん我々も一緒に、一丸となって、と考えている。

(小西評議員) 続いて、第3号議案の計算書類等について。勘定科目についていくつか質問したい。正味財産増減計算書の経常費用、人件費に「職員退職給付費用」とあるが、正味財産増減計算書内訳表の経常費用には「職員退職給付引当金」とある。これは合わせた方がよいのではないか。同様に、正味財産増減計算書には「印税支払」とあるが、正味財産増減計算書内訳表には「印税費」とあるので、これも統一した方がよいのではないか。また、正味財産増減計算書内訳表には「支援費」とあるが何の支援費か分からない。正味財産増減計算書には「災害支援費」とあり金額も一致しているので統一した方がよいのではないか。

(澤口職員) ご指摘のとおり、科目は統一させていただきたい。

(小西評議員) また、正味財産増減計算書の事業収益について、調査事業収益の下に受託研究収益とあるが、金額はゼロである。正味財産増減計算書内訳表にはゼロのため掲載されていないので、削除された方がよいのではないか。よしんば調査事業収益の柱だけ残しておくとしても、受託研究収益は削除したほうがよいのではないか。

(澤口職員) 予算や事業計画に載っていないものは削除するなり、統一していきたい。

(小西評議員) 続いて、貸借対照表について。負債の部、固定負債の中で、リース債務と役員退職慰労引当金の間に、退職給付引当金が抜けている。資産の部の、特定資産の中にある職員退職給付引当資産と対応しているので科目と数字を入れておくべきではないか。また、公益法人協会ホームページの情報公開を見ると、2018年度以前はずっと入っており、今回だけ抜けているのはおかしいと思う。

(中田監事) 公益法人会計基準においては、貸借対照表上は引当金の合計を書くことにはなっていない。

(小西評議員) それでは、現在情報公開している2018年度以前の貸借対照表と、整合性が取れないのではないか。

(中田監事) 公益法人協会ホームページに公開している方を、直していただきたい。

(雨宮理事長) それでは、ホームページの方を修正する。

(小西評議員) 正味財産増減計算書の経常費用、物件費にある貯蔵品除却費とは何か。

(鈴木副理事長) 書籍在庫の除却である。

(小西評議員) 毎年発生しないものであれば経常外費用になるが、毎年発生するとすれば経常費用でよいと思う。その点はどうか。

(鈴木副理事長) それについては経常外、経常内のいずれにするか争いがあったが、今の考え方としては経常内でやっている。

(小西評議員) 貸借対照表の特定資産に、災害支援金資産があるが、災害と支援金資産の間に脱字が見られる。

(雨宮理事長) そこは修正する。

(小西評議員) 第3号議案の修正した結果は、理事及び評議員会の欠席の方には報告していただきたい。

審議の結果、第2号議案を、続いて第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、雨宮理事長から説明があった。説明によれば、理事長が評議員会会長に作成を依頼した理事及び評議員候補者名簿につき、役員等候補選出委員会から、理事会承認を停止条件として評議員会に提案することとした同候補者名簿が、第57回理事会にて承認を受けたため審議を求めたい。理事は非改選の13名を除き1名が改選であり、また、新任候補者は1名である。再任候補者1名、新任候補者1名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任されると、改選後の理事総数は非改選13名と合わせて15名となる(定数10~15名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

時枝孝子 (雨宮孝子)

(新任)

長沼良行 (公財)公益法人協会事務局次長

任期は、選任された日から令和4年に開催する定時評議員会終結の時まで。

第5号議案「評議員の選任」の件

同じく雨宮理事長から、評議員の選任案について説明があった。説明によると、現評議員23名について、今回改選期に当たる評議員はいないが、新任候補者2名を選任したい。新任候補者2名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任されると、評議員総数は非改選23名と合わせて25名となる(定数20~30名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(新任)

中嶋 康博 (公財)生協総合研究所 理事長

山本 晃宏 (公財)トヨタ財団 常務理事

任期は、選任された日から令和6年に開催する定時評議員会終結の時まで。

第6号議案「定款変更」の件

議長から、本議案は定款により特別決議となり、評議員総数の3分の2以上の賛成が必要である旨説明があった後、議長の求めに応じて、鈴木副理事長から議案説明があった。説明によると、今回の変更は本年3月に改定した「倫理規程」、昨年9月に改定した「理事の職務権限規程」と文言の平仄を合わせるために行うものであり、変更点は2点である。具体的には、第7条（規律）において、「倫理規程」に「(行動基準)」を追加する。これは、倫理規程自体を変更したことによるものだが、公益法人ガバナンス・コードを作成した際に、倫理だけでなく行動を伴うものとして定めることが重要としたことから、(行動基準)という言葉を追加したものである。また、3月の評議員会でも新組織体制の変更として了解いただいた事務局長制の廃止に伴い、第55条（設置等）に形式的に残っていた「事務局長」の文言を削除したい。なお、附則として、本日の評議員会で総数の3分の2以上の賛成を得られた場合は、本日すなわち令和2年6月25日施行とする。

第6号議案に関連して、次の質疑応答があった。

(小西評議員) 今まで事務局長は、どなたがやっておられたのか。

(鈴木副理事長) 形式的には自分が務めていた。

(小西評議員) 鈴木副理事長の事務局長職は、本日で終わるということでよろしいか。

(鈴木副理事長) そのとおりである。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致(評議員総数の3分の2以上の賛成に当たる)で可決した。

第7号議案「評議員会運営規則の改定」の件

議長から、本議案は第5号議案までと同様、普通決議に戻る旨の説明があった後、議長の求めに応じて、鈴木副理事長から議案説明があった。説明によると、事務局長の廃止に伴い、評議員会の事務局を事務局長から総務部長に置き換えたい。附則は、本日の評議員会で承認を得られれば、本日すなわち令和2年6月25日施行とする。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下の①～⑧につき、報告があった。

① 役員等候補選出委員会の審議結果（雨宮理事長）

第4号、第5号議案にて説明のとおり。

② 第57回理事会の審議結果（雨宮理事長）

第1号議案～第5号議案までは全会一致で承認を受けたが、第6号議案（創立50周年記念募金）については決議まで至らず、継続審議となった。当協会創立50周年に当たり、シンポジウムの開催、『公益法人の理論と実務』の刊行、公益調査研究委員会の

設立について提案したが、このうち研究会については時期尚早との意見が多くの理事からあった。執行部としては、学会ではなく研究委員会の形で行い、一般法人法の研究者を育成するなど、当初計画の2千万円を1千万円に減額して寄附金募集を行うことを企図したが、コロナによるダメージが各方面で大きい情勢下で寄附を募ることについて反対意見もあり、またシンポジウムのテーマについても内部でも検討中であることから、引き続き議論を深めていくこととなった。

③ 2020年度事業の進捗と財務の見通し（鈴木副理事長）

今後の資金繰りと損益的にはどうなるのか、の2点について説明したい。ただし、4月・5月は実績、6月以降来年3月までは前提を置いた上での見込みであり、想定自体が違えば違ってくるので、途中経過よりは最終予想数値だけを見ていただきたい。2020年度正味財産増減見込(キャッシュベース)によれば、現金預金計が4月・5,300万円。5月・5,500万円であるが、その後マイナスが続く見込みである。個別に分析すると、4・5月は実質的にセミナー事業が実施できなかったがそれを7月以降でカバーできるかが大きな点である。また下半期からは通常セミナーと並行してWEBセミナーも一部導入予定であるが、出張費、会場費を減らすことができることがメリットであろう。また、内閣府相談会については委託費が入るのは来年4月でありその間の費用はすべて当協会が前倒しで負担することになる。このようなさまざまな状況を加味した場合、6月以降は現預金が減少し、12月には1,700万円の残高、3月末は1,200万の残高となる。通常、売上高の3ヶ月分は現預金がないと経営上危ないというのが世間的な常識であるが、1,700万円という数字であれば問題がある可能性がある。今後は、例えば、出版について予定した本を前倒しで刊行したり、一般の寄附もお願いして補填したりしていくことも考えたい。一方、損益の状況については、2020年度正味財産増減計算書実績見込みによれば、当初会員の口数を増やすことを計画し300万円ほどの受取入会金の収益を見込んだものの、実際はコロナの影響で新たに入会を考える法人は少なくその半分程度に止まるのではないかと。収益を上げる一つの大きな柱として会員の増強があるが、改めて目標に近づけるべく鋭意努めていきたいと思う。事業収益としては、セミナーについては3,400万円の減益、56%程度の達成率と予想している。しかしながら希望が持てることとしては、6月セミナーを再開したところ三密を避けるという中ではあるが、「待ってました」という声も多く、7月以降拍車をかければこれが60%になり70%になることも、希望的観測を含めればあり得るかと思う。出版事業については、本は出してもすぐ売れるというわけではなく、また売れない可能性もあるので予定より低めに計算している。その結果、経常収益計が2億3,500万円の計画に対し1億8,500万円、5,000万円くらいの減収を予想している。これに対し経費削減をどうするかについては、6月の従業員賞与を従来1.5ヵ月分だったものを1ヵ月分にした。細かな工夫・努力を重ねて2億3,500万円の予算を2億1,000万円とし、2,500万円の経費を減らしたい。その結果、当初の予算ではマイナス75万円の収支トントンを見込んでいたところ、2,400万円の赤字となる。これは相当悲観的なシナリオであるが、現状はこのような状態であり、可能であれば、政府

の補助金等を受けながら対応したい。オーケストラ等の執行型の公益法人に共通の悩みである。5月に開催した監事会における監事のご発言には、「死に物狂いでやりなさい」との叱咤激励があった。頑張っていきたい。

④ 「新型コロナウイルス」の対応状況（雨宮理事長）

今回の新型コロナウイルスは公益法人に対し非常に大きな影響を与えている。昨年、財団法人で純資産が300万を切る法人が9件出ている。今年はどうか。強制的に解散になってしまうのかと問えば、これは一般法人法に関するものだから法務省の担当といった声が内閣府からあったようだが、本来監督の話であるから内閣府が考えるべきことである。異常事態にはどうするのか。当協会は募金活動は実施しなかったが会員対応として、相談室や広報を中心とし必要な情報提供とアドバイスに尽力した。また、東京都が協力金を公益法人には認めず、NPO法人には認めるといった不均衡が生じていることから、抗議を行い、要望書を提出した。他では、持続化給付金について、一般社団法人を使って電通が再々委託していることについても問題である。一般社団法人は非営利事業を行うことを前提にしているが、官製談合や相続税逃れに使われているところもあり、公益法人改革にとっては悪い、まさにコロナである。収支相償や遊休財産規制など、当協会は運動体として政策提言を続けていきたい。協会内では、在宅勤務、時差出勤などを実施して対応した。

⑤ 内閣府「有識者会議」の動向（鈴木副理事長）

4月時点の有識者会議のスケジュールは新型コロナウイルスの影響もあり変更されておらず、5月11日に予定されていたヒアリング、6月のヒアリング等々が行われなかったことになった。このままでは5月中の予定がスキップされ、6月の中間取りまとめ（素案）の提示・議論、7月の中間取りまとめ（案）の提示・議論に直ちに行ってしまうという状況である。この会議の議論の中には、とんでもない内容のものが含まれており、当協会が2月10日にヒアリングを受けた時には意見を申し上げたが、今般のコロナの影響でどっちに転ぶか、「検討ができなかった」となれば御の字だが、一部私どもがあり得ないと思っている「独立評議員」「独立理事・監事」だけが残るといったような状況になると非常に問題であり、予断を許さない状況である。6月末ないし7月初めに出る中間取りまとめに対しどのように対応するのか、できればその前に案を入手し、内閣府に意見を申し述べる必要があると思う。動向について注視したい。評議員の皆様におかれても、これに関し情報があればぜひ教えていただきたい。

⑥ 内閣府委託「相談会事業」の受託（鈴木副理事長）

第3号議案にて説明のとおりである。

⑦ 「『公益法人のガバナンス・コード』の解説」の刊行

本書を出版した直後に理事、監事、評議員の皆様にご配布させていただいたが、ガバナンス・コードを作ることに意味がある訳ではなく、このようなコードに則り、自らのガバナンスを強化していることについて対外的にアピールできる点に意味があることをお伝えしたいと考えた。有識者会議における基本的発想として「公益法人のガバナンスがしっかりしていないから独立評議員等といった制度を入れたらどうか」という

ことがあり、それに対し個々の公益法人が「私どもはこのようなガバナンス・コードを設けそれに則ってやっています」と言えれば、少なくともそれを押し返す力になり得るだろうと考えている。すでに倫理規程、行動基準を作られているところも多いと思うがその場合はさらに内容を見直し、まだ作っていないところはこれからぜひ作っていただきたい。よく、ガバナンス、ガバナンスで自ら首を絞めるのかと聞かれるが、自らの存在価値をPRするためにはこのような規程をつくり順守しているというエビデンスとして示すことが良いと考える。笑い話的であるが、休眠預金の給付申請を出す際に、20近い規程の項目を提示され、持っていないとおたくはガバナンスがなっていないと評価される例があるようだ。われわれの意図するガバナンスの充実とは使い方が異なるが、このようなこともあるので、具体的に役に立つのも効用の一つかも知れない。

⑧ その他報告

本年3月に開催された臨時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記⑦までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を元に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、次の意見があった。

（小西評議員）今回の新型肺炎という予期せぬ事態に対し、定期提出書類の提出や職務執行状況の報告ができず法律に抵触するといった相談が公益法人協会にも殺到したと聞いているが、この際、認定法第22条の改正を求めたらどうか。内閣府は「斟酌する」という曖昧な表現をしているが、斟酌とはどういうことか問い詰めたところ、法律違反になるのでこのような表現になったとの回答であった。金融庁は有価証券報告書等の提出期限延長について、内閣府令を改正し、即日施行して事なきを得ている。我々はこのままでは法律違反になっているので、この際認定法の一部改正を提案していただきたい。また、単年度赤字が予期せぬ方向に出ているので、自分がいつも言っていることではあるが、個人宛てに来る10万の特別給付金を役員、評議員で40名くらいいるので公益法人協会へ皆で寄附してはどうか。私は個人として寄附したいと考えている。全員がこのようなときに温かい気持ちを持つこと、申し合わせができないか提案したい。

（鈴木副理事長）法律改正について、同様の要請は私どもの方にもあった。ただ、法改正はなかなか力の要る話であり、財務三基準の改正要望でもびくともしないような状況のなかで、手続面で改正を要請することは、力の割には効果が薄い。運用で当局がカバーしてくれるのであればしょっちゅう起こる話ではないので運用でよいのではという考え方もある。いろいろ当局に対して要望するとメリハリがなくなる。本質的に大切なものとそうでないものを政治家が必ずしも見分けて判断できるとは限らない。もちろん、小西評議員の仰るような要望はいろいろな法人から出ているが、私どもで適宜判断させていただければと考える。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時54分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和2年6月25日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 紙野 憲

議事録署名人 亀岡 晃浩

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文

総務部主任 松野 亜希子